

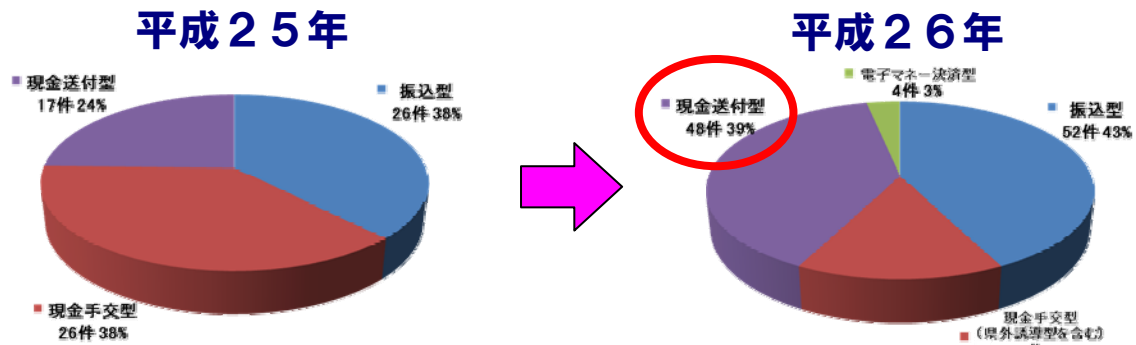
だまされんちゃ通信

平成27年2月号
富山県警察本部

「宅配便、レターパックで現金を送れ」はすべて詐欺

昨年中の特殊詐欺の交付形態は、現金を宅配便や郵便局のゆうパック、レターパックで送らせる「現金送付型」が大幅に増加しました。

宅配便やゆうパックで現金を送ることは各事業者の約款で、レターパックで現金を送ることは法律で禁止されています。



現金送付型被害の傾向

宅配事業者、コンビニさん 必見！！

- 1 被害者である荷主の大半が高齢女性。
- 2 犯行グループの指示により、宅配便荷送書に次のような記載が見られます。
 - ① 荷主人欄に「同上」と記載され、または偽名が記載されている。
 - ② 荷主人欄に発送地と一致しない市外局番やフリーダイヤルの電話番号が記載され、または電話番号が記載されていない。
 - ③ 品名欄に「書類」「本」「衣類」のほか「食品」と記載されている。（「食品」と記載され、さらにクール便が利用されるケースもあります。）
- 3 従来のようにコンビニエンスストア等の宅配便受付取扱所への持込みだけでなく、宅配事業者の支店・営業所による集荷サービスも用いられています。

職員の積極的な声掛けにより

被害を水際で阻止！

水際阻止 好事例

犯人グループからの「ロト6の当選番号を教える」旨のだましの電話にだまされた65歳の女性は預金を下ろすために、2月4日、北陸銀行滑川支店を訪れました。同支店内でロビー担当をしていた行員は、来店した女性の落ち着いた様子を見ても不審に思えず、「どうされましたか？」と声を掛け、県警察から提供を受けているアンケートに基づいて事情を聞きました。

アンケートにより、お金の使い道として「子どもにお金を貸す。」「今日中にお金が必要」等の不審な点が認められたことから、行員は、女性が特殊詐欺の被害に遭っているのではないかと疑いをもちました。すぐに上司に連絡して、警察に通報したことにより、被害を未然に防ぐことができました。



お問合せ先

富山県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 犯罪抑止対策係
電話：076(441)2211(代表)